

目的つみたて定期預金規定

目的つみたて定期預金規定

1. 預金の預入れ等

- (1) この預金は、自動振替の方法により預入れるものとします。自動振替による預入れの場合の振替日、振替金額、引落口座等は別に提出された所定の書面に記載のとおりとし、その取扱いは後記第9条によります。
- (2) この預金は自動振替のほか、現金、小切手その他直ちに取立てのできる証券類により、当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合は必ず通帳を持参してください。
- (3) この預金は最終の目標日の1か月前の応当日まで預入れることができます。

2. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。なお、証券類を受入れる日の翌週が預入日となる場合には、当該証券類はこの預金に受入れることはできません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この預金の通帳の当該受入れの記載を取消しうえ、受入店で返却します。

3. 預金の種類等

各預入の都度、あらかじめ所定の書面により指定をうけた目標日までの期間に応じ、次の種類・方法により定期預金を作成したこの預金に預入れます。

(1) 期日指定定期預金型の場合

- ① 預入日から目標日までの期間が1か月以上1年未満の場合
各預入日に、目標日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)とします。
- ② 預入日から目標日までの期間が1年以上3年以下の場合
各預入日に、目標日を満期日とする期日指定定期預金とします。
- ③ 預入日から目標日までの期間が3年超の場合
ア. 預入日から目標日までの期間が3年超3年1か月未満の場合には、各預入日にまず自由金利型1年定期預金(M型)とし、その満期日に元利合計金額をもって目標日を満期日とする期日指定定期預金に継続します。
イ. 預入日から目標日までの期間が3年1か月以上の場合には、各預入日に期日指定定期預金とし、その最長お預り期限に元利合計金額をもって前2号、前アの方法(この場合「預入日」は「継続日」とします。)により、目標日までの期間(以下「残りの期間」といいます。)に応じた定期預金に継続します。
ウ. 前イの場合に残りの期間が3年1か月以上となるときは、前イの方法(この場合「預入日」は「継続日」とします。)により、残りの期間に応じた定期預金に継続します。

(2) 自由金利型定期預金(M型)型の場合

- ① 預入日から目標日までの期間が1か月以上2年未満の場合
各預入日に、目標日を満期日とする期間1か月から2年未満までの自由金利型定期預金(M型)とします。
- ② 預入日から目標日までの期間が2年以上の場合
ア. 各預入日に自由金利型2年定期預金(M型)とします。ただし、預入日から目標日までの期間が2年超2年1か月未満の場合には、各預入日にまず自由金利型1年定期預金(M型)とし、その満期日に元利合計金額をもって目標日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)に継続します。
イ. 預入日から目標日までの期間が2年1か月以上場合には、各預入日に、まず自由金利型2年定期預金(M型)とし、その満期日に元利合計金額をもって前号、前アの方法(この場合「預入日」は「継続日」とします。)により、目標日までの期間(以下「残りの期間」といいます。)に応じた定期預金に継続します。
ウ. 前イの場合に残りの期間が2年1か月以上となるときは、前イの方法(この場合「預入日」は「継続日」とします。)により、残りの期

間に応じた定期預金に継続します。

4. 預金のおまとめ

第1条第1項、第3条第1項第3号、第3条第2項第2号および第6条による預入・継続の取扱いに際し、これらの預入日・継続日が同一日となる定期預金については、これを合算した金額をもって1口の定期預金とします。

5. 預金の支払時期等

- (1) この預金の各別の定期預金は目標日(満期日)に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。
なお、複数の目標日の指定をうけた場合には、各目標日ごとにこの取扱いをします。
ただし、最終目標日以外の各目標日の1か月前応当日の翌営業日以後各目標日までを預入日とする各別の定期預金については、次の目標日にこの取扱いをします。
- (2) 定期預金の種類が期日指定定期預金の場合には、預入日から1年経過した後は満期日を変更することができます。この場合、当行国内本支店に対してその1か月前までに通知を必要とします。満期日の変更があったときは、この預金は変更後の満期日以後に支払います。ただし、各別の期日指定定期預金の目標日後の日を満期日にすることはできません。
なお、1口の預金の一部について満期日を変更する場合には1万円以上の金額に対して行ってください。この場合、その口の残りの金額は1万円以上とします。また、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合または変更後の満期日以後解約されないまま目標日が到来した場合には、満期日の変更はなかったものとします。
- (3) 第1項の自動解約・入金を停止するときは、目標日の前営業日までにその旨を申出てください。この場合、元利金は目標日以後に支払います。

6. 利息

- (1) この預金口座の各別の定期預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における当行所定の利率によって計算します。なお、継続後の預金の利息についても同様の方法で計算します。
- (2) 期日指定定期預金の場合には、その利息は、次のとおり取扱います。
利息は、預入日から満期日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
A 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合、預入日現在における当行所定の期日指定定期預金の2年未満の利率
B 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合、預入日現在における当行所定の期日指定定期預金の2年以上の利率
- (3) 自由金利型2年定期預金(M型)の場合には、預入日から1年後の応当日(以下「中間払日」といいます。)に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、その自由金利型2年定期預金(M型)の預入日現在における当行所定の中間利払利率による中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として支払い、中間利払額を差し引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は、満期日(継続をするときは継続日)に支払います。この中間払利息は、税引後の中間利払額をもって中間利払日を預入日とする第3条第2項による目標日までの期間に応じた自由金利型定期預金(M型)(以下「中間利息定期預金」といいます。)を作成し、その利率は中間利払日における当行所定の利率を適用します。
- (4) この預金口座の各別の定期預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合、および「定期預金共通規定」第7条第2項、本規定第7条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)か

目的つみたて定期預金規定

ら解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率によって計算した利息額との差額を清算します。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)

- | | |
|---------------|-----------------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% ^H |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)

- | | |
|-------------|------------------------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70% |
| C 1年以上2年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70% |

(6)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. 預金の解約、書替継続

(1) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるとき、この預金は満期日前に解約することはできません。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができますものとしてします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとしてします。

- ① この預金がマネー・ローダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ② 法令で定める本人確認等における確認事項、および「定期預金共通規定」第8条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- ③ 「定期預金共通規定」第8条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が一定期間解消されない場合

8. 目標日の取扱い

(1) この預金の目標日は別に提出された所定の書面により指定された日とします。

(2) 目標日の指定は次のいずれかの方法によります。

- ① あらかじめ任意の日を目標日として指定できます。この場合、指定できる目標日は3回までとします。

ただし、新規作成日から最終目標日までの期間は、6か月以上13年以内とし、各目標日までの期間は、6か月以上とします。

- ② 新規作成日から初回目標日までの期間は、6か月以上13年以内とし、初回目標日と次の目標日までの期間を指定できます。この場合、特に申し出のない限り、初回目標日からあらかじめ指定をうけた期間ごとの応当日を目標日とします。

(3) 初回入金後に初回目標日の変更はできません。あらかじめ複数の任意の日を目標日として指定を受けた場合には、第2回目の目標日の変更は、初回目標日の預入期限到来前に限り取扱いします。第3回目の目標日の変更は、第2回目の目標日の預入期限到来前に限り取扱いします。また、初回目標日と次の目標日までの期間の指定を受けた場合には、次の目標日までの期間の変更は、初回目標日の預入期限到来前に限り取扱いします。

(4) あらかじめ任意の日を目標日として指定する方法と初回目標日と次

の目標日までの期間を指定する方法との変更は、初回目標日の預入期限到来前に限り取扱いします。

9. 自動振替

(1) 振替日にはあらかじめ指定された引落口座から指定金額を自動的に引落とし、この預金口座へ入金します。振替金額は5千円以上の金額で指定してください。

なお、積増月の指定がある場合には、積増月の指定金額はあらかじめ指定された積増月振替金額とします。

(2) 前項の場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の提出は必要ありません。

(3) 振替日当日が銀行休業日の場合には、翌営業日に振替えます。ただし、その場合の振替えが各目標日の1か月前の応当日より後となるときは、その前営業日に振替えます。

(4) 振替日当日に次のいずれかに該当するときは、通知することなくその月の振替はいたしません。

- ① 指定預金口座の残高が指定金額に満たない場合
- ② 指定預金口座が総合口座またはカードローン取引口座で引落後のお預り残高が零未満になる場合(ただし、別途の指定がある場合を除きます。)

(5) 指定預金口座が解約された場合には、前各項および第7項の規定は終了したのものとしてお取扱いたします。

(6) この自動振替契約は、特にお申し出のない限り同一条件で取扱いします。

(7) この自動振替契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。

ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。

なお、当行に対する解約の通知がないまま、長期間にわたり振替がなされない等相当の事由があるときは、特に申し出がない限り、この契約は終了したのものとして取扱いします。

10. 非課税貯蓄限度超過時の取扱い

この口座が障害者等の少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、次のいずれかに該当する場合には、新たに口座(以下「別口座」といいます。)を作成のうえ(すでに別口座がある場合には当該口座に)その振替金額または利息額を入金することがあります。

- (1) 自動振替による預入れによりこの口座の非課税貯蓄限度を超過するとき。
- (2) 前記第3条、第6条に規定する利息の元金への組入れによりこの口座の非課税貯蓄限度を超過するとき。

11. 通帳の記載方法

(1) 複数の定期預金を同時期に支払う場合には、これらを合計で記載する場合があります。

(2) 「お預り残高」欄には、記帳日現在でこの口座にお預りしている定期預金の総額を記載します。

12. 定期預金共通規定の適用

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上
(2019年10月1日現在)